

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 受給資格期間の短縮について

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります

これまでは、老齢年金を受けるためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

**【平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方】**

### (1) 年金請求書の送付

資格期間が10年以上25年未満の方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録があらかじめ印字された「年金請求書」（短縮用）と、年金の請求手続きの案内が日本年金機構から送付されます。

発送は平成29年2月下旬から平成29年7月上旬を予定していますので、届きましたら日本年金機構または役場国民年金窓口で手続きをしてください。（資格期間が国民年金のみの方は役場で手続きをすることができます）

### (2) 年金の受け取り

年金の決定後は、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。お支払いは平成29年10月以降になります。

### (3) ご相談・お手続きの際のお願い

日本年金機構では、平成28年10月から全国の年金事務所で年金相談の予約を実施しています。年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、年金についての相談を希望する方は、ぜひ予約相談をご利用ください。予約相談の受付は

**むつ年金事務所 お客様相談室 0175-23-7955**

※予約の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時までです。

### (4) ご注意ください

日本年金機構から年金請求書の送付のために手数料などの金銭の支払を求めることや、銀行の口座番号を聞くことなどはありません。不審な電話や訪問にご注意ください。怪しいと感じたら、お近くの年金事務所または警察へ連絡してください。

**【お問合せ】** 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

## 自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011\\_henkouindex.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011_henkouindex.html)

**【お問合せ】** 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581（内線210、211）